

# 第4章

## 推進体制及び進行管理

## 1 推進体制

### (1) 県における推進体制

知事部局の関係部課や教育委員会・警察本部の関係課から構成される「千葉県青少年総合対策本部」（本部長：千葉県知事）において、関連施策を推進します。

### (2) 千葉県青少年問題協議会

学識経験者、県議会議員、関係機関・団体の代表者等から構成された、県の附属機関である「千葉県青少年問題協議会」において、それぞれの専門的な見地から幅広く意見や助言をいただき、計画推進へ反映します。

### (3) 千葉県子ども・若者支援協議会

「千葉県子ども・若者支援協議会」を運営し、ニート・ひきこもり・不登校をはじめとする社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者への支援等に関する情報交換や関係機関の連携した取組を推進します。

### (4) 市町村、民間機関等との連携・協力

子ども・若者の育成支援は、地域に支えられた活動であることが重要であることから、市町村、市町村民会議、青少年相談員や青少年補導員、青少年育成団体、ボランティア・市民活動団体、企業等との連携・協力を図ります。

また、国や他都道府県とも連携を図っていきます。

## 2 進行管理・評価

毎年度、本プランの進捗及び実施状況を把握し、評価を行います。

なお、本プランの進捗状況等については、「千葉県青少年問題協議会」からの意見を聴き、適正な進行管理に努めるとともに、県民に進捗状況及び評価結果を公表します。

また、この結果を翌年度以降の施策に反映するとともに、社会情勢や状況の変化等を踏まえ、必要に応じて本プランの見直しを検討します。

